

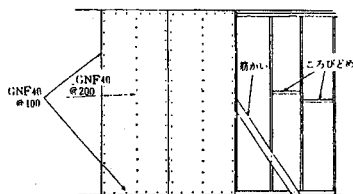
ロ. 張り方は、壁の外周部を除き、一枚目ボードの目地と二枚目ボードの目地が一致しないようにする。

ハ. 釘打ち間隔は、外周部及び中間部とも200mm以内とする。

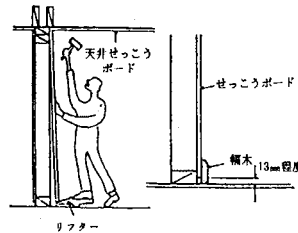
10.6.4.3 その他 1. 壁張りに用いるせっこうボードは、リフター等で天井面一杯まで持ち上げ、釘打ちする。また、せっこうボードは、床面からの湿気により強度が低下しないようにするため、床面から13mm程度離して打ちつける。

2. せっこうボードを張ったすべての壁の出隅の部分には、溶融亜鉛めっき鋼板等のコーナービードを取り付ける。

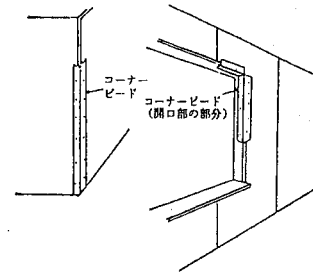
参考図10.6.4-1 耐力壁のせっこうボードの釘打ち



参考図10.6.4-2 壁せっこうボードの張り方とおさまり



参考図10.6.4-3 コーナービードの取り付け



10.6.5 継目処理

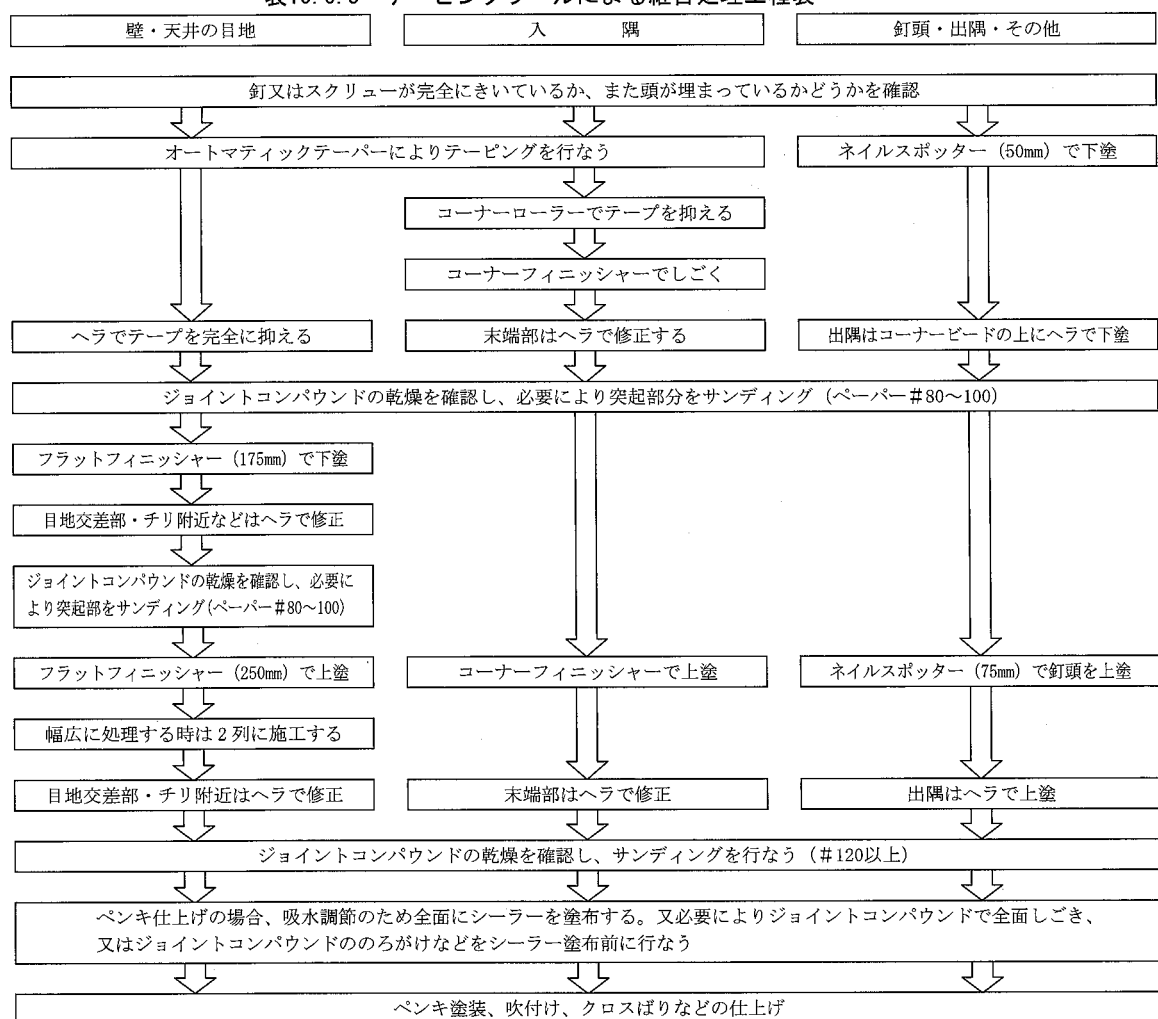
10.6.5.1 材料 せっこうボードの継目処理に用いる材料の品質は、JIS A 6914 (せっこうボード用目地処理材) に適合するもの若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

10.6.5.2 接合部分 接合部分の施工順序は次表による。

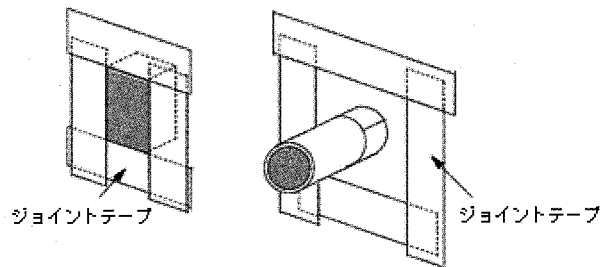
施 工 手 順	紙製ジョイントテープ		グラスメッシュ製ジョイントテープ	
	テーパー突付け部	切断面突付け部	テーパー突付け部	切断面突付け部
① 下 塗 り	適当な軟度に調節したジョイントコンパウンドをボードの継目部に幅100mm程度むらなく塗り付け、追いかけてジョイントテープを張り、ヘラでしごきながら圧着させる。		ボードの継目部に粘着材付きグラスメッシュ製ジョイントテープをヘラで押さえながら張る(ジョイントコンパウンドの下塗りは省略)。	
	—	ジョイントテープの両側に幅150mm程度ジョイントコンパウンドを塗り付ける。		
② 中 塗 り	下塗りのジョイントコンパウンドが乾燥した後、必要により80～100番のサンドペーパーを用いてサンディングをする。		—	
③ 上 塗 り	ジョイントテープが完全に覆われ、全体が平滑になるようにジョイントコンパウンドを以下の幅程度薄く塗り付ける。			
	150～200mm	400～500mm	150～200mm	400～500mm
	中塗りのジョイントコンパウンドが完全に乾燥した後、必要により80～100番のサンドペーパーを用いてサンディングをし、中塗りのむらを直すよう以下の幅程度薄くジョイントコンパウンドを塗り広げ、平滑にする。			
	250～300mm	500～600mm	250～300mm	500～600mm
④サンディング	上塗りのジョイントコンパウンドが完全に乾燥した後、120番のサンドペーパーを用いて平滑にする。			
⑤シーラー塗布	ペンキ仕上げの場合は、吸収調整のために、全面にシーラーを塗布する。また必要によりジョイントコンパウンドで全面をしごくか、又は、スポンジごてでジョイントコンパウンドののろがけをシーラーの塗布前に行う。			

- 10.6.5.3 入隅、出隅及び釘頭
1. 入隅は、ジョイントテープ及びコーナーテープを入隅部に沿ってジョイントコンパウンドとヘラでジョイントテープ等を破らないよう圧着し、継目部分と同様に平坦に仕上げる。
 2. 出隅部分は、コーナービード類を釘、ジョイントコンパウンド等を用いて下地やせっこうボード面に取り付ける。取り付けられたコーナービード類の箇所は、継目部分に準じたジョイントコンパウンドの塗り付け、乾燥後のサンディングを行って平坦に仕上げる。
 3. 釘頭が、せっこうボード面に完全に埋まっているのを確め、下塗りをし、乾燥後上塗りを行い平滑にする。
 4. 各部分とも上塗りが完全に乾燥後、目のこまかいサンドペーパーでサンディングをする。
- 10.6.5.4 配管及びコンセントボックス等の周囲
1. ペンキ仕上げの場合の下地処理は接合部分と同様とする。
 2. 各種配管及びコンセントボックスなどのまわりは、ジョイントテープを適当に切り、ジョイントコンパウンドで貼り付け、ヘラで十分抑えつける。
 3. 乾燥後、ジョイントテープが完全に覆われるようにジョイントコンパウンドを薄く塗り付け平滑にする。

表10.6.5 テーピングツールによる継目処理工程表



参考図10.6.5.4 管およびコンセントボックスの周辺



10.7 内装工事

- 10.7.1 一般事項
1. 内外装材料の種類、品質、形状、寸法などは仕様書の各項によるほか、この項による。なお、色合い模様などは、見本品を提出して建築主又は監督者の承認を得る。
 2. 内外装材料の取付けに用いる釘、ねじ、接着剤などは、内外装材料及び下地の種類、寸法、性質に応じて選択する。
 3. 木造下地の材料、工法は本仕様書の各項によるほか、この項による。
 4. 下地は十分乾燥させたうえ、清掃を行って、内装仕上げを行う。
- 10.7.2 床下敷材
- 床の遮音性を確保する必要がある場合又はその他下敷材を敷く必要がある場合は、下敷材として、厚さ9mm以上のインシュレーションボード、ハードボード、パーティクルボード又はフェルト類を用い、釘打ちにより固定する。
- 10.7.3 フローリングボード張り
1. フローリングの品質及び種類は、特記による。特記がない場合は、フローリングのJASに適合するものとし、種類はフローリングボード、モザイクパーケット、フローリングブロック、複合1種フローリング、複合2種フローリング、又は複合3種フローリングとする。
 2. 張り方は次による。
 - イ. フローリングボード、複合フローリングを根太に直接張る場合は、釘、接着剤を併用し、根太に直角に張る。板そば木口は本実継ぎ、敷居付きは小穴入れ、根太当たりは雄実上から隠し釘打ちとする。
 - ロ. モザイクパーケット及びフローリングブロックについては、下地をよく清掃したのち、エポキシ樹脂系の接着剤又はウレタン樹脂系の接着剤を下地全面に均等に塗布し、入念に張り込む。
 3. 張り上げたのちは、厚手の紙を用いて、汚れや損傷を防ぎ、雨などがかからないよう入念に養生する。
- 10.7.4 畳敷き
- 10.7.4.1 材料 畳（畳床及び畳表を含む）の品質は、特記による。
- 10.7.4.2 工法
1. 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせる。縁幅は、表2目を標準とし、筋目通りよく、たるみなく縫い付ける。また、畳材には手掛けを付ける。
 2. 敷込みは、敷居や畳寄せ部などで段違い、隙間が生じないように、また、不陸などがないように行う。
 3. 縁なし畳は、特記による。
- 10.7.5 タフテッドカーペット敷き
- 10.7.5.1 材料
1. タフテッドカーペットは、次による。
 - イ. 品質及び種類は、特記による。
 - ロ. 風合い、色合いなどは、見本品を工事監理者に提出して承認を受ける。
 2. 下敷き材は特記による。
 3. 取付け用付属品は、次による。
 - イ. グリッパーの寸法は下敷き材の厚さに相応したものとする。
 - ロ. くぎ、木ねじなどは、黄銅又はステンレス製とする。
 4. 接着剤は、使用する材料の製造所の指定するものとし、工事監理者がいる場合には、そ

の承認を受ける。なお、内装工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記によることとし、トルエン、キシレンの放散が極力小さいものを使用する。有機溶剤系接着剤を使用する場合はその使用量を最小限におさえ、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。

- 10.7.5.2 工 法 敷込みは、グリッパー工法又は全面接着工法とし、その適用は特記による。ただし、特記がなければグリッパー工法とする。

10.7.6 ビニル床タイル張り

- 10.7.6.1 材 料 1. ビニル床タイルの品質は、特記による。
2. 接着剤の品質はJIS A 5536（床仕上げ材用接着剤）に適合するもの、又は同等以上のものとし、工事監理者がいる場合には、その承認を受ける。なお、内装工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記によることとし、トルエン、キシレンの放散量が極力小さいものを使用する。有機溶剤系接着剤を使用する場合はその使用量を最小限におさえ、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。

- 10.7.6.2 工 法 1. 張付けは次による。
イ. 接着剤を、下地面全面に、くし目ごてを用いて塗布する。なお、必要に応じて、仕上材裏面にも塗布する。
ロ. 張り方は、不陸、目違い及びたるみ等のないようベタ張りとする。
2. 張付け後、接着剤の硬化を見計らい、全面を水ぶき等で清掃したうえ、乾燥後は、水溶性ワックスなどを用いてつや出しを行う。

10.7.7 ビニル床シート張り

- 10.7.7.1 材 料 1. ビニル床シートの品質は、特記による。
2. 接着剤の品質は、本項10.7.6.1（材料）の2の項による。
- 10.7.7.2 工 法 1. 仮敷きは、必要に応じて行うものとするが、施工にあたっては、割付けより長めに切り、巻きぐせが取れ、十分伸縮するよう敷並べる。
2. 本敷き及び張付けは、次による。
イ. はぎ目及び継手の位置は、各製造所の仕様による。なお、工事監理者がいる場合は、その承認を受ける。
ロ. 施工に先立ち、下地面の清掃を十分に行った後、はぎ目、継目、出入口際及び柱付きなどは、すき間のないように切り込みを行う。
ハ. 接着剤を下地全面に平均に塗布するとともに、必要に応じて仕上材裏面にも塗布し、不陸、目違い及びたるみ等のないようベタ張りとする。
ニ. やむを得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。

10.7.8 壁紙張り

- 10.7.8.1 材 料 1. 壁紙の品質、種別は特記による。また、接着剤及びシーラーの品質、種類は、壁紙の製造所の指定するものとし、工事監理者がいる場合は、その承認を受ける。
2. 接着剤のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記による。

- 10.7.8.2 工 法 1. 壁紙は、下地に直接又は袋張り（下地に和紙を使う方法）とし、たるみや模様などのくい違いがないよう裁ち合わせて張付ける。
2. 押縁、ひもなどを使用する場合は、通りよく接着剤、釘等で留め付ける。

- 10.7.9 ロックウール吸音板張り 1. 天井張りに用いるロックウール吸音板は厚さ12mm以上とし、1'×2'版の千鳥張りとし、根太に無機質系接着剤で貼り付け、長さ25mm、径1.2mm以上、頭径3.5mmの平頭釘を150mm間隔に平打ちする。この場合、ジョイナーを根太に釘で緊結し、釘打ちしないことができる。
2. 金属製又は木製の野縁を用いる場合は、18mm×50mm以上のものと、18mm×25mm以上のものをそれぞれ310mm間隔に交互に各根太に釘で緊結し、無菌質系接着剤と釘でじか貼りと同様にとめ付ける。
3. 厚さ9mm以上のせっこうボードを下張り材とする場合は、これに厚さ9mm以上のロックウール吸音板を無菌質系接着剤と釘によってとめ付ける。

用語

畳床 JISは機械床の品質等を規定し、畳床1枚の重量や縦横糸間面積及び縦糸の縫目間隔によって、特、1、2、3級品に分れている。重量が大きく、糸間面積の小さいものほど上等品とされている。

表10.7.4-1 畳床の標準寸法（単位：cm）

種類	長さ	幅	厚さ
100W	200	100	5
92W	184	92	5

なお、化学床にはJIS A 5901（稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床）とJIS A 5914（建材畳床）がある。

畳の種類と大きさ 畳の大きさによる種類は大別して、京間（きょうま）、三六間（さぶろくま）、五八間（ごはちま）の3種類がある。

表10.7.4-2 畳の種類と大きさ

名 称	大 き さ
京 間 （ 本 京 間 ）	191cm×95.5cm (6.3尺×3.15尺)
三 六 間 （ 中 京 間 ）	182〃×91〃 (6.0〃×3.0〃)
五 八 間 （ い な か 間 ）	176〃×88〃 (5.8〃×2.9〃)

関係法令

ホルムアルデヒドを発散する建材の使用規制 建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）により、内装仕上げ材及び天井裏等について、ホルムアルデヒドを発散する建築材料の使用が制限されることとなったので注意が必要である。詳しくは本章1.（一般事項）の項の解説を参照。

ホルムアルデヒドの発散等級について 建材の選定においては、JIS又はJASに定めるF☆☆☆☆レベルの材料又はこれと同等以上の性能を有するものを使用することが望ましい。

施工方法

ビニル床タイルなど ビニル床タイルは、合成樹脂系タイルのうちで、現在もっとも多く使われているもので、塩化ビニル樹脂を主原料としている。

ビニル床タイルに必要な性能は、歩行感覚、耐水性、耐磨耗性、耐荷重性、施工性などであるが、良い床をつくるには、上記の性能は勿論のこと、下地をしっかりとすることが大切である。

なお、ビニル床タイル及び床シートの接着はビニル系床材用接着剤を用いて行うが土間などにゴム系のものを用いると完成後、接着剤のにじみ出、ハグレ及びハラミの原因となるのでこのような箇所はエポキシ系及びウレタン系接着剤が用いられる。

留意事項

フローリングボード

フローリングの床への張り付けに用いる接着剤にはトルエンやキシレンの発生の原因となる有機溶剤の含有の少ない酢酸ビニル樹脂系エマルジョン系接着剤、ウレタン樹脂系接着剤等の利用が有効である。

接着剤の選択等について

接着剤にはトルエン、キシレンを溶剤として多く含有する有機溶剤系のものと、比較的含有量の少ない水性のエマルジョン系のものがある。ただし、エマルジョン系接着剤を水まわりや湿度の高い場所に利用すると接着力に問題を生ずる恐れがあるので注意が必要である。

主な施工上の注意点は以下のとおりである。

- 1) 接着材の塗布量は説明書に記載された使用規定に基づいて過不足ないように塗布する。
- 2) 溶剤系接着剤を使用する場合、オープンタイム（接着剤の塗布から張り付けまでの乾燥時間）が不足すると溶剤が残存して、施工後も溶剤臭が残ることがあるので、接着剤の使用規定に基づいてオープンタイムをとる必要がある。
- 3) 接着剤の施工中、施工後には換気を十分に行う。
- 4) 一般に有機溶剤は揮発しやすいため、施工直後から有機溶剤の放散が進むが、時間が経過するとその量は急激に少なくなる。したがって施工から入居までは14日程度以上の期間を置く（換気が十分に行われていることが前提）。

11. 建具造作工事

11.1 外部建具

- 11.1.1 材料
1. サッシは、JIS A 4706（サッシ）に適合するもの又はこれと同等以上の品質と性能を有するものとする。
 2. ドアは、JIS A 4702（ドアセット）に適合するもの又はこれと同等以上の品質と性能を有するものとする。
 3. 金属製雨戸は、JIS A 4713（住宅用雨戸）に適合するもの又はこれと同等以上の品質と性能を有するものとする。
 4. 防火戸の指定は特記による。なお、アルミ製建具の場合は、建築基準法に基づき指定を受けたものとする。
 5. 金属製網戸の品質は、特記による。ただし、特記のない場合は、外面納まり全可動式とし、網は合成樹脂製とする。
 6. 外部建具に用いるガラスの品質及び種類は、特記による。

- 11.1.2 工法
- 建具の組立て及び取付については、各製造所の仕様によることとし、特記による。

用語

外部建具 外部建具とは、窓、ドア等主に外壁に設置される開口部材の総称である。次の事項を考慮して適切に選択することが望ましい。

(1) 建具の材質

窓（サッシ）の主な材質には、アルミ製のほか、断熱・防露性の向上を目的とした木製、プラスチック製及びこれらの複合材料製がある。ドアの主な材質としては、アルミ製、鋼板製、木質材料製及びこれらの複合材料製がある。

(2) 建具の構造

- ・窓（サッシ）の構造には、建具が一重構造のものと二重構造のものがある。また、使用するガラスの違いによって、複層ガラス用の建具と単板ガラス用の建具がある。また最近では、アルミ型材の中間部を樹脂材料でつないだ熱遮断構造サッシやアルミ型材とプラスチック型材をかん合したアルミ樹脂複合構造サッシなどの断熱・防露構造サッシも供給されるようになってきている。
- ・ドアにはサッシと同様に四周の框とガラスで構成されるものの他、大部分が框組となっているもの及び表裏面材の中間部にハニカムや断熱材を充填した（断熱）フラッシュ構造のものもある。

(3) ガラスの種類

単板ガラスの他、複層ガラスや合わせガラスのようにガラスを多層化することによって断熱性、防露性、遮熱性や防犯性を高めた高機能ガラスがある。複層ガラスには、中間空気層側のガラス表面に特殊金属膜コートをして断熱性能や遮熱性能の一層の向上を図った低放射複層ガラスもある。低放射複層ガラスには、コート面や皮膜材質の違いにより、高断熱タイプのもので断熱遮熱タイプのものである。

建具の性能 外部建具に要求される主な性能には次のものがある。地域、設置場所及び設計条件等に応じて適宜用いる。

(1) 耐風圧性

強風時に建具がどれ位の風圧に耐えられるかを表す性能。JIS A 4706（サッシ）及びJIS A 4702（ドアセット）による。

(2) 気密性

枠と戸のすき間からどれ位の空気が漏れるかを表す性能。JIS A 4706（サッシ）及びJIS A 4702（ドアセット）による。

(3) 水密性

風雨時に建具枠を越えて室内側までの雨水の侵入をどれ位の風圧まで防げるかを表す等級。JIS A 4706（サッシ）及びJIS A 4702（ドアセット）による。

(4) 断熱性

暖房を必要とする時期に建具の外側への熱の移動をどれだけ抑えることができるかを表す性能。性能値は熱貫流率による。要求性能は本仕様書各項の規定による。

(5) 遮音性

屋外から室内へ侵入する音、室内から屋外へ漏れる音をどれ位遮ることができるかを表す性能。JIS A 4706（サッシ）及びJIS A 4702（ドアセット）による。

(6) 防火性

建築基準法では、防火地域及び準防火地域に建設される建物の延焼の恐れのある部分に設置される外壁開口部は防火戸とすることが要求される場合がある。

施工方法

取付け方法・標準寸法

- (1) 外部建具の取付け形式には、枠の大部分が取付け開口内に納まる内付納まり、枠の一部が取付け開口内にかかる半外付け納まり及び枠の大部分が取付け開口の外に持出しとなる外付け納まりの3種類がある。
- (2) 外部建具を複層ガラス入り建具とする場合や二重建具とする場合は、建具の重量によって取付け開口部に有害な変形が生じる恐れがあるため、窓台及びまぐさ等には適切な断面の木材を用いるとともに、たて枠を適切な間隔で配置する。
- (3) 外部建具の取付け部においては、漏水に起因する構造材及び下地材等の腐朽を防止するため、外部建具の釘打ちフィンと防水シートの間を防水テープ貼りする等の方法で処置することにより、水の侵入経路となるすき間が生じないようにする。
- (4) 標準寸法は、たて枠の芯々910mm及び1000mmを標準とする。910mmモジュールの場合は建具製造所の仕様によることとし、1000mmモジュールの場合は以下を標準とする。
- (5) 標準寸法・例（1000mmモジュール）

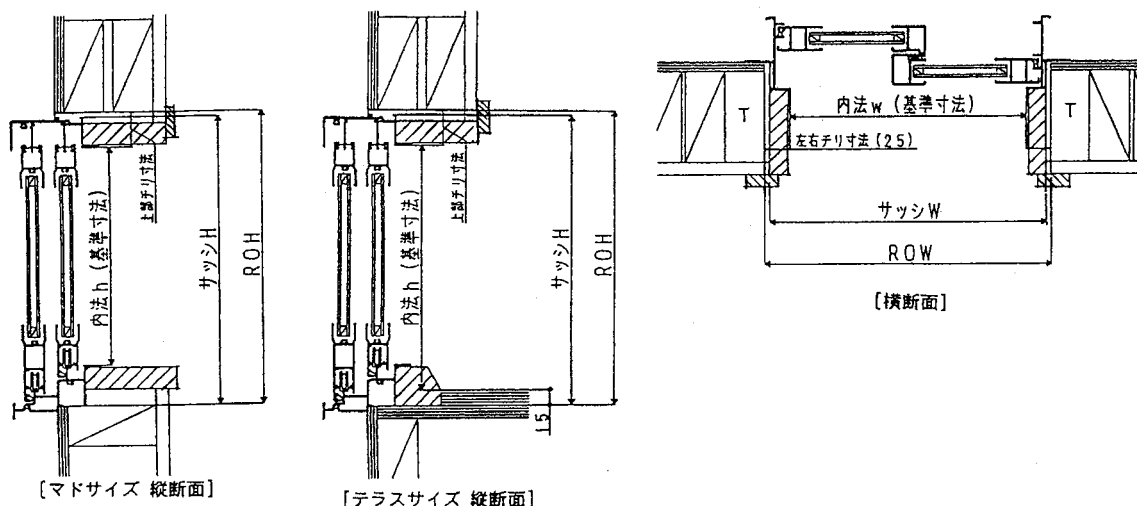
公称寸法	公称寸法		500	750	1000	1500	2000	2500	3000
	ラフ開口幅	ラフ開口幅	415	650	830	1330	1830	2250	2750
		h	365	600	780	1280	1780	2200	2700
500	575	500	○	○	○	○	○	—	—
700	775	700	○	○	○	○	○	—	—
900	975	900	○	○	○	○	○	—	—
1100	1175	1100	○	○	○	○	○	○	○
1300	1375	1300	○	○	○	○	○	○	○
1500	1575	1500	○	○	○	○	○	○	○
1800	1850	1800	—	—	○	—	○	○	○
2000	2050	2000	—	—	○	—	○	○	○
2200	2250	2200	—	—	○	—	○	○	○

(6) 寸法のおさえ方・例（1000mmモジュール）

イ) 幅 たて枠芯々寸法から、左右それぞれ、たて枠の半分とまぐさ受けの寸法を引いて開口寸法とし、開口寸法から左右クリアランス（サッシュ枠見付寸法を含む）を引いた内法寸法（w）をサッシュ寸法おさえの基本とする。ただし、たて枠芯々寸法1000mm未満の小窓、建物の隅部及びT字部は上記の方式によらない。

ロ) 高さ サッシ枠室内側アングル「内枠内」の内法寸法（h）をサッシ寸法おさえの基本とする。

参考図11.1 外部建具詳細



11.2 内部建具

- | | | | |
|--------|-------|---------|--|
| 11.2.1 | 材 | 料 | <p>1. 建具に使用する木材の品質は、十分乾燥した心去り材とし、割れ、ゆがみなどの欠点のないものとする。木材以外の材料を用いる場合は特記による。</p> <p>2. 接着材の品質は、特記による。ただし、雨露にさらされる箇所に使用する場合は、耐水性、耐候性に効果のあるものとする。</p> <p>3. 合板の耐水性は、雨がかり及びこれに準ずる箇所に使用する場合は、JASに定める1類とし、その他は2類とする。</p> <p>4. 建具及び合板のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記による。</p> |
| 11.2.2 | 工 | 法 | <p>建具の組立及び取付については各製造所の仕様によることとし、特記による。特記がない場合は次による。</p> <p>1. かまち及びさんの仕口は、ほぞ組又はだぼ組とし、接着剤を併用して密着する。</p> <p>2. ほぞは、かまちの見込み厚が36mm以上の場合は2枚ほぞ、36mm未満の場合は1枚ほぞとする。</p> <p>3. 打抜きほぞとする場合は割りくさび締めとし、打ち込みほぞとする場合は、接着剤を使用する。特記がない場合はスプールス類の良材とする。</p> <p>4. 雨がかりの引戸の召し合わせは、いんろうじゃくり又はやとい実じゃくりとする。</p> |
| 11.2.3 | 障 | 子 | <p>用材の樹種は特記によるものとし、特記がない場合は上下ざんは、かまちに短ほぞ差しとする。組子は、相次きに組合わせ、かまち及びさんにほぞ差しとする。</p> |
| 11.2.4 | ふ | す | <p>ま</p> <p>和ぶすまの部材種別及び周囲縁の仕上げは特記による。</p> <p>量産ぶすまは各製造所の仕様によることとし、紙張り及び周囲縁等の仕様は特記による。</p> |
| 11.2.5 | 内装ドア等 | 1. 内装ドア | <p>イ. ユニット (枠付き)</p> <p>形状、寸法表面仕上げ及び色彩等は、特記による。</p> <p>ロ. リーフ (フラッシュ戸、かまち戸)</p> <p>種別、形状、寸法及び表面仕上げ等は、特記による。</p> <p>2. クロゼットドア</p> <p>仕様は特記による。</p> <p>3. 浴室ドア</p> <p>仕様は特記による。</p> |

関係法令

ホルムアルデヒドを発散する建材の使用規制 建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）により、内装仕上げ材及び天井裏等について、ホルムアルデヒドを発散する建築材料の使用が制限されることとなったので注意が必要である。詳しくは本章1.（一般事項）の項の解説を参照。

ホルムアルデヒドの発散等級について 建材の選定においては、JIS又はJASに定めるF☆☆☆☆レベルの材料又はこれと同等以上の性能を有するものを使用することが望ましい。

11.3 建具金物

- 11.3.1 建具金物の品質 建具金物は、形状、寸法が正しく、機構が円滑で表面にきず等の欠点のない良質なものであるとする。
- 11.3.2 丁 番 丁番の形式及び寸法は、建具の種類に応じたものとする。
- 11.3.3 戸車・レール 戸車及びレールの形状は、建具の種類及び使用目的に応じたものとし、特記による。
- 11.3.4 錠 前
1. サムターン付シリンダー面付箱錠及びシリンダー彫込箱錠は、特記による。
 2. 各住居玄関扉用及び勝手口の扉用の錠前は、特記による。(用心鎖等の安全装置及びドアスコープを設ける) ただし、特記がない場合は、下記による。
 - イ) サムシリンダー付シリンダー面付箱錠とする。シリンダー彫込箱錠を使用する場合はシリンダー本締錠(補助錠)を設け、二重ロックとする。
 - ロ) 鍵は、扉1箇所につき3本を1組とする。
 3. 便所の錠前は特記による。ただし、特記がなければ下記による。

内締錠(押しボタン式締錠、サムターン式空錠等で非常解錠装置付)とし、ステンレス製とする。
 4. 上記以外の建具用金物は、特記による。

留意事項

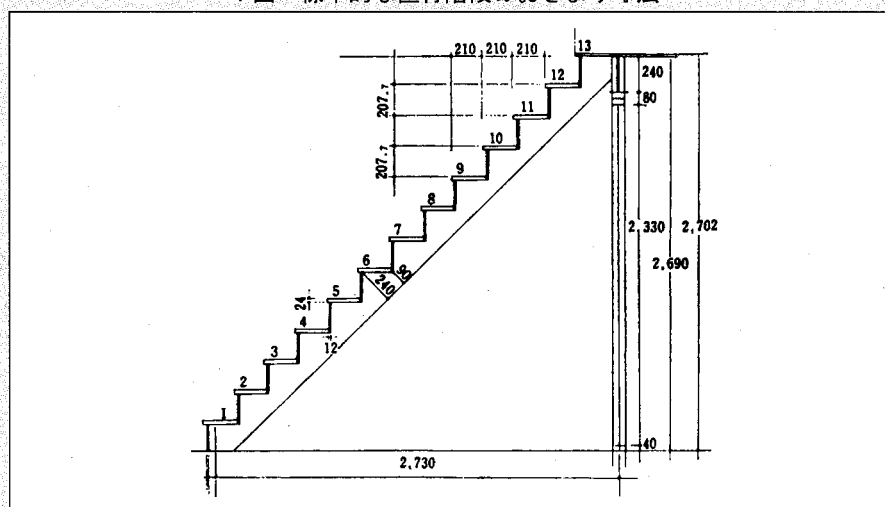
防犯性の高い建物部品について 侵入手段の巧妙化に対処し、侵入犯罪を防止するためには、ドア、窓、シャッター等の防犯性能を高めることが重要である。

平成14年11月に警察庁、国土交通省、経済産業省は、建物部品関連の民間団体とともに「防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置した。同会議では、建物部品の防犯性能試験を行っており、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表している。

11.4 階 段

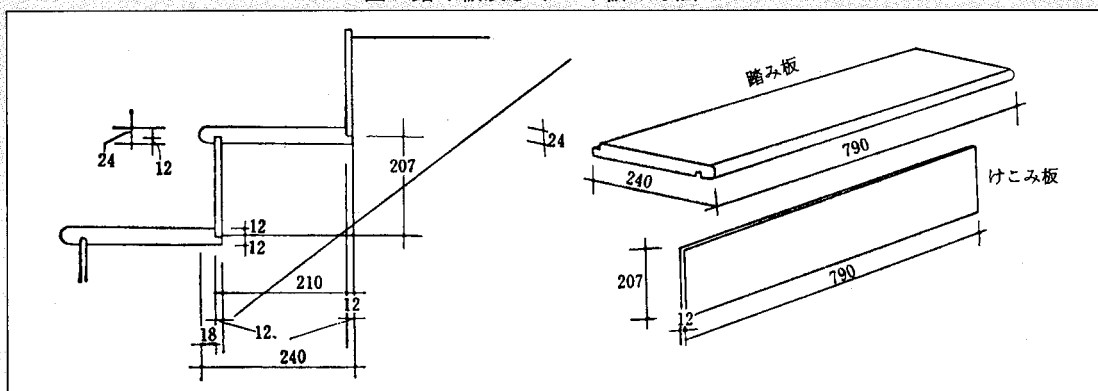
- 11.4.1 さ さ ら 桁
1. ささら桁は、寸法型式210の根太材を切り込んでつくる。
 2. ささら桁と床開口部の合せ根太との緊結は、根太受け金物による。
 3. 階段のおさまり寸法は、1図によるものを標準とする。

1図 標準的な直行階段のおさまり寸法

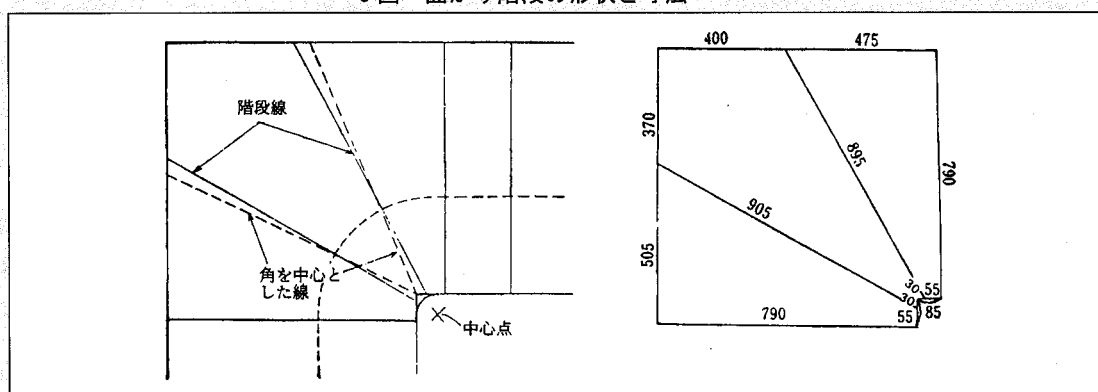


- 11.4.2 踏み板、けこみ板
1. 踏み板、けこみ板の寸法及びおさまりは、2図の例による。
 2. 曲がり階段の形状と寸法のとり方は、3図の例による。
 3. 踏み板は、ささら桁に溝をほるか、受け材に固定する。
 4. 階段に厚いカーペットを敷く場合は、踏み板を15mm以上の合板とすることができる。

2図 踏み板及びけこみ板の寸法



3図 曲がり階段の形状と寸法



- 11.4.3 階段手すり・すべり止め
- 階段には、手すりを設けるとともに、必要に応じて、すべり止め等の措置を講ずる。

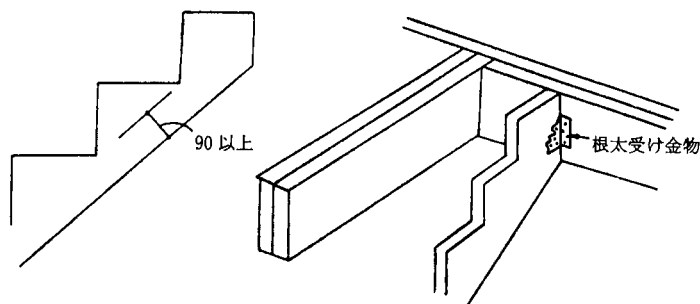
関係法令

階段手すり 平成12年4月26日付けで改正された建築基準法施行令第25条第1項において、「階段等の手すり等」について次のように定められた。

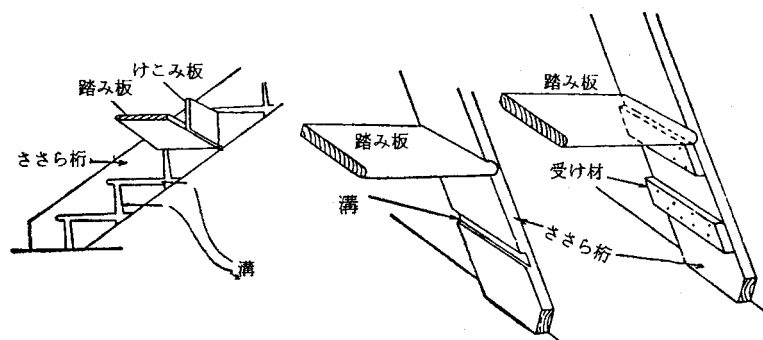
- ・ 階段には、手すりを設けなければならない。
 - ・ 階段及びその踊場の両側（手すりが設けられた側を除く。）には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。
- （いずれも、高さ1m以下の階段の部分には、適用しない。）

参考図11.4.1-1 寸法形式210によるささら桁

参考図11.4.1-2 ささら桁と合せ根太との緊結



参考図11.4.1-3 ささら桁と踏み板との取り付け方



12. 塗 装 工 事

12.1 一 般 事 項

- 12.1.1 材 料 1. 塗料の品質は、全てJISに適合したもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、特記による。なお、内装工事に使用する塗料のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記によることとし、トルエン、キシレンの放散が極力小さいものを使用する。有機系溶剤系塗料を使用する場合は、その使用量を最小限におさえ、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。
2. マスチック塗材は、特記製造所の製品とし、種別及び仕上材塗りは特記による。
- 12.1.2 塗 り 見 本 あらかじめ塗り見本を提出し建築主又は工事監理者の承認を受けるとともに必要に応じて施工主に見本塗りを行う。
- 12.1.3 塗 り 工 法 一 般 1. 塗料は、使用直前によくかき混ぜ、必要に応じて、こしわけを行う。
2. 研磨紙ずり及び水研ぎが必要な場合は、付着物などの清掃後、パテかい、下塗り、中塗りなどのつど、仕上の程度に適した研磨紙を用いて磨く。
3. 穴埋め及びパテかいを必要とする場合は、次による。
- イ. 穴埋めは、深い穴、大きな隙間などに穴埋用パテなどをへら又はこてを用いて押し込む。
- ロ. パテかいは、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違いなどの部分にパテをへら又はこてを用いてなるべく薄く拾いつける。
4. 塗り方は、塗料に適した工法とし、下記のいずれかによる。なお、色境い、隅々などを乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分ける。
- ☐イ. はけ塗りは、塗料に適したはけを用いて、はけ目正しく一様に塗る。
- ☐ロ. 吹付け塗りは、塗装用のスプレーガンを用いる。ガンの種類、口径及び空気圧は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないように一様に吹きつける。
- ☐ハ. ローラーブラシ塗りは、ローラーブラシを用いる。隅、ちり回りなどは、小ばけ又は専用のローラーを用い、全面が均一になるように塗る。
- ☐ニ. さび止め塗料塗りは、イ又はロによるほか、浸せき塗りとすることができる。
- 12.1.4 素 地 ご し ら え 1. 木部の素地ごしらは、塗面を傷つけないように注意し、汚れや、付着物を水拭きなどで除去したうえ、やに処理、節どめ、穴埋めを行ったのち、研磨紙ずりを行う。
2. 鉄部及び亜鉛めっきの素地ごしらは、スクレーパー、ワイヤーブラシなどで汚れ、付着物を除去し、溶剤拭きを行って油類を除去したのち、鉄部はディスクサンダー、スクレーパー、ワイヤーブラシ研磨紙ずりなどでさび落しを行う。
3. コンクリート、モルタル、プラスター面の素地ごしらは、ブラシ、研磨紙、布などを用いて汚れや付着物を除去したうえ、穴埋め、パテかいを行ったのち、研磨紙ずりを行う。
4. せっこうボード、その他ボード面の素地ごしらは、ブラシ、研磨紙、布などで汚れ、付着物を除去したうえ、パテかい、研磨紙ずりを行ったのち、全面にシーラーを塗布する。
5. 塗装にかかるまでに素地を十分乾燥させる。
- 12.1.5 養 生 工事中は、塗装面並びに塗装面以外の部分に汚染や損傷を与えないように十分注意し必要に応じて適正な養生を行う。

12.2 エ 工 法

- 12.2.1 合成樹脂調合ペイント塗り 1. 合成樹脂調合ペイントの塗料は、JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、種類は特記による。特記がなければJIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）の1種とする。
2. 木部は、下塗りとして合成樹脂調合ペイントを塗布し、パテかい、研磨紙ずり後、中塗り及び上塗りを行う。
3. 鉄部及び亜鉛めっき面は、さび止め塗料塗り後、穴埋め、パテかい、研磨紙ずり又は水研ぎ後、中塗り及び上塗りを行う。

- | | |
|---------------------------------|--|
| 12.2.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り | 1. 合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、下地がコンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他のボードなどの面に適用する。
2. 合成樹脂エマルジョンペイントの塗料は、JIS K 5663（合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、JIS規格品を使用する場合、屋内塗りには2種を、屋外や湿気を発生する場所には1種を使用する。
3. 合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、2回塗り以上とする。 |
| 12.2.3 クリヤーラッカー塗り | 木部のクリヤーラッカー塗りは、下塗りとしてウッドシーラーを塗布し、目止めを必要とする材料の場合は目止め塗りをを行い、研磨紙すり後、上塗りを行う。 |
| 12.2.4 油性ステイン塗り・油性ステイン合成樹脂ワニス塗り | 1. 木部の油性ステイン塗りは、1回塗り以上とし、塗り残しや、むらがないよう塗る。
2. 油性ステイン合成樹脂ワニス塗りは、上記1ののち、合成樹脂ワニス塗りとする。 |
| 12.2.5 マスチック塗材塗り | 1. マスチック塗材塗りは、マスチック塗材を特殊多孔質ハンドローラーを用いて1回工程で塗膜を作る内外面の塗装工事に適用する。
2. 工具は、多孔質のハンドローラーとする。
3. マスチック塗材は、施工に先立ち、かくはん機を用いて十分かくはんする。
4. 塗り付けは、下地に配り塗りをを行い、次いでならし塗りをしたのち、ローラー転圧による1回塗り工程により仕上げる。
塗り幅は、800mm前後を標準とし、塗り継ぎ部が目立たないように、むらなく塗り付ける。
5. パターンの不ぞろいは、同一時間内に追掛け塗りをし、むら直しを行って調整する。
6. 凸面処理仕上げは、パターン付けを行い凸部が適度に硬化したのち、押えローラーを用いて、見本と同様になるように行う。 |

用語

見本塗り 小さい見本だけで決めてしまうと、実際塗り上げてから予想と違うことがある。また、塗面の色は、乾燥すると塗りたての時の色より若干異なるので、色合わせなどの場合は、できるだけ、実際の塗装面に見本塗りをを行い十分に乾燥させてから色見本と比較するとよい。

関係法令

ホルムアルデヒドを発散する建材の使用規制 建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）により、内装仕上げ材及び天井裏等について、ホルムアルデヒドを発散する建築材料の使用が制限されることとなったので注意が必要である。詳しくは本章1.（一般事項）の項の解説を参照。

ホルムアルデヒドの発散等級について 建材の選定においては、JISに定めるF☆☆☆☆レベルの材料又はこれと同等以上の性能を有するものを使用することが望ましい。

施工方法

やに処理、節止め 節、やに等の仕上げ塗膜に影響するものは、なるべく小刀で削り取る。削り取りができない時は、焼きごてで滲出させ溶剤で拭き取り、セラックニスを2回塗っておく。

パテかい 大きな穴又は傷は、素地に合ったパテ材を使い、へらでなすりつけるが、薄く何回もつける方がよい。

目止め 造作用ラワン材などの塗料の吸込みのはげしい木材には、との粉、ベンカラ、灰墨などと合成樹脂ワニスを混ぜて目止め材とし、全面に一度塗って乾いた布でふき取り、塗料の付着の均一と木理の美装をはかる。

研磨紙すり 塗面の平坦化と塗料の付着効果を上げるのに用いるが、素地ごしらえでは、荒目の＃120～＃180程度を、下塗り後の調整には、＃180～＃240程度を、さらによい仕上げには、＃320程度を用いて順次細か目の研磨紙を用いてゆく。研磨紙すりには、乾燥状態のまま研ぐからとぎと水をつけながら研ぐ水研ぎのほか油とぎもある。

塗料の性質等 コンクリート、モルタル、プラスターなどは、アルカリ性の強い下地なので、塗装後の塗膜がアルカリによってはがれたり、色が変わったりする欠陥が生じることが多い。そのため、下地はよく乾燥させて、アルカリ分が塗装に支障を及ぼさないようにしなければならない。一般には乾燥は3週間以上必要とされているが、工事の都合で、それまで待てないこともかなり多い。その場合はアルカリに強い塗料を選んだり、シーラーを塗ったりして欠陥が生じないようにする。

モルタルやプラスターでは、こて押えの力がむらになりがちで、塗料の吸収が不均一になったり、表面にひび割れが生じたりする。

塗装方法 塗料の種類、必要な仕上りの程度により、はけ塗り、吹付け塗り、ローラー塗りが用いられ、クリヤラッカー仕上げには、たんぼ塗りも行なわれる。従来、はけ塗りが圧倒的に多かったが、技術習得に時間を要するので、それにかわり吹付け塗りが次第に多くなってきている。

建築塗装は、塗装環境のコントロールが不可能であり、かつ自然乾燥に頼るので、塗面の素地状態、気象条件に特に注意を払う必要がある。

鉄部の塗装 鉄部の塗装は防錆が主な目的である。対象となる部分は手すり、面格子、鉄柵、テラス、階段などで、通常これらは工事等で錆止め塗料が1回塗られたものが取付けられる。

現場では、ほこり、汚れなどを取り除いてから非鉛・非クロム系さび止めペイントの2回目を塗装する。塗装その後には合成樹脂調合ペイントが使われ、2回塗りが普通である。

留意事項

室内空気汚染の低減のための塗料の選択について

住宅の建築で用いられる塗料にはエマルジョン塗料、溶液系であるアクリル樹脂系塗料が一般的であるが、エマルジョン塗料は溶液系塗料と比べるとトルエン、キシレン等の有害物質の含有量が少ないとされている。

主な施工上の注意点は以下のとおりである。

- 1) 必要以上に塗料を塗布しないようにすることが重要である。
- 2) 溶液系の塗料を使用する場合は、施工時、施工後の換気を十分に行うことが溶剤の成分の希釈のために有効である。
- 3) 塗装後、入居までの間、十分な乾燥期間をとる。

13. 衛生設備工事・雑工事

13.1 衛生設備工事

- 13.1.1 衛生器具 1. 洗面器、手洗器、大小便器、キッチンユニット、浴槽、バスユニット及び洗面化粧ユニットなどの品質は特記による。
2. 混合水栓は、特記による。
- 13.1.2 衛生陶器の附属器具 附属器具は特記する。
- 13.1.3 器具の取付け 1. 器具を木造壁等に取付ける場合は、木工事で施工した堅固な当て木に取付ける。
2. 器具と排水金具との隙間には、耐熱性不乾性シーリング材を詰め、漏水のないように排水金具を締め付ける。
3. その他、取付けの詳細は各製造所の仕様による。

13.2 浄化槽工事

- 13.2.1 一般事項 1. 浄化槽は建築基準法施行令第32条（性能）に適合するものとして国土交通大臣が定めた構造方法（昭和55年建設省告示第1292号（屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件））によるものか、又は同大臣の認定を受けた合併処理浄化槽とし、かつ、特定行政庁の定める取扱い要綱などによる。
2. 浄化槽の処理対象人員の算定方法はJIS A 3302（建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準）による。
3. 本仕様書は、現場施工型（躯体を現場でコンクリート打ちし、構築するものをいう。）及びユニット型（工場で製品化又は半製品化し、現場で組立て又は据付けを行うものをいう。）に適用するものとする。
- 13.2.2 設置工事 1. 浄化槽の基礎は、所定の深さに根切りを行ったのち、砂利地業、捨てコンクリート地業及び本章3.1.1（地盤）の状況に応じて鉄筋コンクリート打ちを、本章3（土工事・基礎工事）の項の該当事項に準じて行う。
なお、基礎などの厚さは、地耐力を考慮して決定する。また、ユニット型浄化槽の場合は、適切な浮上防止措置を行なう。
2. ユニット型浄化槽を設置する場合は、基礎上に水平に設置し、流入管底と放流管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認したのち、埋戻しを行う。
3. 埋戻しは、槽内に半分程度注水ののち、良質土で行うものとし、深さの1/3程度ずつ周囲を均等に突き固め、水締めを行う。
4. 埋戻しにあたっては、ユニット本体に鋭角な碎石などが当たらないよう、特に注意する。

13.3 便槽工事

- 13.3.1 改良便槽 改良便槽は、次による。
イ. 便槽は、耐水材料とし、排水便管はビニル管又はこれと同等以上の耐水性のある材質とする。
ロ. 槽内は、防水モルタル塗りとする。また、汲取口のふたは、鋳鉄製、コンクリート製又は合成樹脂製とする。
ハ. 便槽の基礎は、本項13.2.2（設置工事）の1による。
- 13.3.2 無臭便槽 無臭便槽とする場合は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

用語

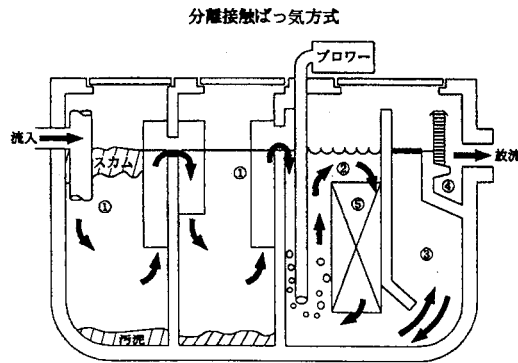
無臭便槽 貯溜槽と便器との間に距離を設けてその間に臭気溜りをつくり、そこへ溜まった臭気を効率のよい排気管で排出するように工夫されたもので、種々の形式、製造所があり、それぞれ多少異なった点がある。

浄化槽 浄化槽は、微生物の働きにより、便所から排出する汚水や台所、洗面所等から排出する雑排水を浄化する設備である。特に、汚水を公共下水道以外に放流する場合には、その設置が義務づけられている。

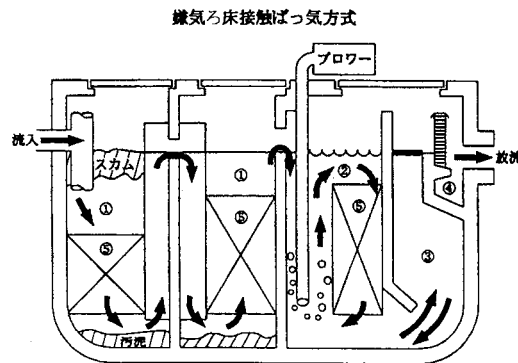
浄化槽には多くの処理方式があるが、一般住宅に主に設置されるものは、小規模合併処理浄化槽（汚水と雑排水を併せて処理）で、次の処理方式である。

- (1) 分離接触ばっ気方式
- (2) 嫌気ろ床接触ばっ気方式

参考図13.2.1 浄化槽



- ① 沈 澱 分 離 槽：汚水を固体と液体に分離し、液体部分をばっ気槽に送る。
- ② 接 触 ば っ 気 槽：汚水を空気によりかくはんし、汚濁物質を好気性微生物により酸化分解する。
- ③ 沈 澱 槽：汚濁物質を分解した微生物のかたまりを沈澱分離する。
- ④ 消 毒 槽：上澄液を消毒して放流する。
- ⑤ 接 触 材：接触材に付着増殖した好気性微生物により汚水を浄化する。



- ① 嫌 気 ろ 床 槽：汚水を固体と液体に分離し、汚水中の汚濁物質を嫌気性微生物により分解する。
- ② 接 触 ば っ 気 槽：汚水を空気によりかくはんし、汚濁物質を好気性微生物により酸化分解する。
- ③ 沈 澱 槽：汚濁物質を分解した微生物のかたまりを沈澱分離する。
- ④ 消 毒 槽：上澄液を消毒して放流する。
- ⑤ 接 触 材：接触材に付着増殖した好気性又は嫌気性微生物により汚水を浄化する。

関係法令

改良便槽 建築基準法施行令第30条で建設地が公共団体の条例で指定された区域内であれば、改良便槽を設けることを義務づけできるとされている。改良便槽は同施行令第31条で規定しているものとする必要があるが、その特徴は100日以上貯溜できる点にある。し尿中のバクテリアはおよそ100日間堆積されていると、相剋作用によって無菌状態となることが実験上立証されて規定されたものである。

し尿浄化槽の維持管理 浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）の規定により、し尿浄化槽の所有者には年1回、厚生労働大臣の指定する検査機関が実施する水質検査が義務付けられている他、所定回数の保守点検や清掃も行う必要がある。

留意事項

し尿浄化槽の処理対象人員 し尿浄化槽の規模（処理対象人員）は、J I Sにおいて建築物の用途別に規定され、原則として、実際に使用する人員ではなく建物の大きさで決まる。住宅の場合は、延べ面積130㎡以下の場合は5人とし、130㎡をこえる場合は、7人とする。ただし、この延べ面積の値は地域の平均的な延べ面積に応じて増減できることとなっており、実際の処理対象人員の算定にあたっては、当該地域を管轄する地方公共団体に確認すること。

13.4 局 所 換 気 設 備

- 13.4.1 一 般 事 項
1. 台所などの火気使用室の換気設備及び浴室、洗面所、便所などの水蒸気・臭気が発生する部分の換気設備に係る事項は、この項による。
 2. 炊事室、浴室及び便所には、機械換気設備又は換気のできる窓を設ける。
 3. この工事は、建築基準法、同法施行令、同法告示、同法に基づく条例その他関係法令及び(社)日本電気協会が定める内線規定に基づいて施工する。

13.4.2 機器及び材料 1.ダクト類の品質は下表に掲げるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
硬質塩化ビニル管 (VP、VU)	JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) の規格品
硬質塩化ビニル管 (2管路型)	JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) の規格に準じて製作されたもの
鉄板スパイラルダクト	JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) の亜鉛めっき鋼板を用いてスパイラル状に甲はぜがけ機械巻きしたもの
ステンレスダクト	JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) のSUS304を用いて打抜き加工後に軸方向にアルゴン溶接したもの

2.継手類の品質は下表に掲げるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
排水用硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手) の規格品
硬質塩化ビニル管継手 (2管路型)	JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) の規格に準じて製作されたもの
鉄板スパイラルダクト用継手	鉄板スパイラルダクトの規格に準じて製作されたもの
ステンレスダクト用継手	ステンレスダクトの規格に準じて製作されたもの

3.換気扇及び関連部材は次による。

- イ. 台所、浴室、洗面所に設ける換気扇は、耐湿型でかつアース付きとする。
 - ロ. 換気扇 (特記なき限りパイプファンを除く) は逆流防止シャッター付きとする。ただし、当該換気扇を全般換気設備として常時運転する場合はこの限りでない。
 - ハ. 中間ダクト型換気扇は水抜き装置付きとする。
 - ニ. 天井埋込型換気扇は、本体及びモーター、羽根を容易に着脱できる構造とする。
 - ホ. 浴室と洗面所、便所等に親子扇を設ける場合は、主吸込口を浴室に設ける。
 - ヘ. 洗面所と便所に親子扇を設ける場合は、主吸込口を洗面所に設ける。
 - ト. 親子扇は、本体で所定の風量バランス調整を施すものとする。
 - チ. レンジ用フードファンはグリスフィルター付きとする。
 - リ. 換気口部品 (ベントキャップ、パイプ用フード) は次による。
 - (イ) 低圧損型を標準とする。
 - (ロ) ダクト等の材質にかかわらず取り付けが容易であること。
 - (ハ) 鳥等が侵入しない構造であること。
 - (ニ) 雨がかりの場所に設けるものは、雨水の侵入しにくい形状のものとする。
 - (ホ) 給気に用いる部品は防虫網付きとし、清掃のために防虫網を容易に着脱できる構造とする。
 - ヌ. 常閉型電動給気シャッターは次による。
 - (イ) 本体に換気扇と連動する機構を組み込み、本体及びシャッター部を鋼板又はステンレス鋼板製としたもので、閉鎖時は気密性に優れ、動作時には異常音がなく、圧力損失の小さなものとする。
 - (ロ) 天井内等隠蔽される部分に設置する場合は、確認ランプの表示を行うとともに、天井等に点検口を設ける。
- 4.換気設備は、衛生上有効な換気を確保するため、計算によって確かめられた換気風量を有するものとする。

13.4.3 施

工 1. 配管工法は次による。

イ. 管（ダクト）の切断は、ダクトの径を縮小することのない工具で、管軸に対し直角に切断する。

ロ. 管（ダクト）は、住戸内から住戸外へ先下がり勾配となるよう施工する。

ハ. 換気扇と管（ダクト）の接続部分は、支持固定する。

ニ. 管（ダクト）及び継手の接続部より漏洩しないよう施工する。

2. 管（ダクト）の接合は次による。

イ. 硬質塩化ビニル管（2管路型を含む）と継手の接合は、接合部を十分に清掃したのち、継手の内部と管外面に接着剤を塗布し、管を継手の内側に十分に差し込む。なお、挿入が困難な場合には、パイプ挿入機等を用いて接合する。

ロ. 鉄板スパイラルダクト及びステンレスダクトの接合は次による。

（イ）ダクトと継手の接合部は表面にアルミテープ二重巻仕上げを施す。

（ロ）ダクトが支持金物と接触する部分は防食テープ巻きを施し、絶縁処理を行う。

（ハ）鉄板スパイラルダクトの切断端面には、サビ止めペイントを塗布し、防錆処理を施す。

3. 支持間隔は次による。

イ. 硬質塩化ビニル管（2管路型を含む）の吊り間隔は、2 m以内を標準とし、先下り勾配が確保できるように継手の要所部分を支持する。

ロ. 鉄板スパイラルダクト及びステンレスダクトの支持間隔は3 m以内を標準とする。

4. 機器の取り付けは次による。

イ. 換気扇は天井からの吊り金具又は木枠等に堅固に取り付ける。

ロ. 天井扇と天井仕上げ面のすき間は、アルミダクトテープを天井扇本体の内面に沿って貼る。

ハ. 浴室天井埋込型換気扇の吊り金具は、防錆処理を施したものを使用する。

ニ. ベントキャップ、パイプ用フードは確実に取付けを行い、壁とのすき間にシーリング材を施す。なお、防火ダンパーが組み込まれたものは温度ヒューズの交換等が容易に行えるよう、点検口の設置や取り付け位置を考慮する。

ホ. 外壁をメタルラス張り工法又はワイヤラス張り工法若しくは内装を金属張り等とする場合は、換気設備の金属部分と接触しないよう、絶縁棒等を取り付ける。

5. 管（ダクト）の防露、保温は次による。

イ. 金属製ダクトは、外壁より2 m以内の距離にある部分をグラスウール保温材（厚20 mm相当）の断熱被覆を行う。

ロ. 硬質塩化ビニル製ダクトについては、外壁より1 m以内の距離にある部分をグラスウール保温材（厚20 mm相当）の断熱被覆を行う。

ハ. 給気ダクトは、すべてグラスウール保温材（厚20 mm相当）の断熱被覆を行う。

ニ. 保温筒、保温帯又は断熱材のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記による。

室内空気汚染低減のための局所換気について 住宅内で発生する水蒸気、臭気、燃焼排ガスなどを効率的に排気するため、それらの発生源となる住宅の台所、トイレ、浴室などの特定の部屋に機械換気設備を設置する。

関係法令

換気風量の算定 厨房及び浴室便所等における換気風量の目安は下表による。なお、ダクトを有する換気設備とする場合において必要風量を満足するためには、圧力損失を考慮した適切な圧力とする必要があるので、メーカーカタログ等を用い、適切な方法により計算すること。

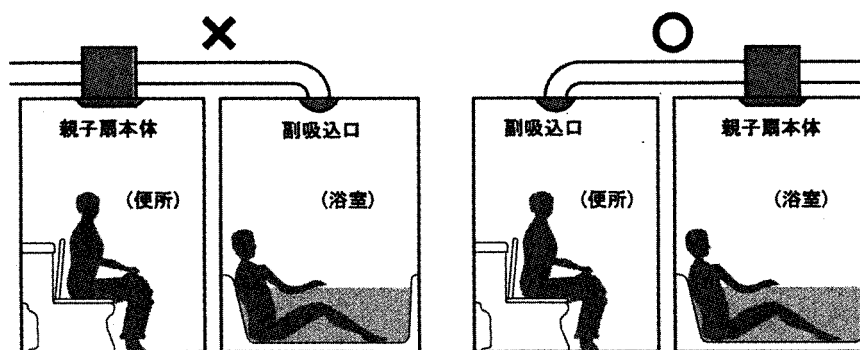
室 名		目安となる量
台 所	ガス熱源 フード(Ⅰ型)付	30KQ又は300m ³ /hのいずれか大きい方 (K：理論廃ガス量、Q：燃料消費量)
	電気	300m ³ /h
浴 室		100m ³ /h
洗 面 所		60m ³ /h
洗 濯 所		60m ³ /h
便 所		40m ³ /h

燃料の種類		理論廃ガス量(K)
燃料の名称	発熱量	
都市ガス		1KW時につき0.93m ³
LPGガス(プロパン主体)	1kgにつき50.2MJ	1KW時につき0.93m ³
灯油	1kgにつき43.1MJ	1KW時につき12.1m ³

(注) 燃料消費量Qはガスコンロ、ガスレンジ等の製品規格による。

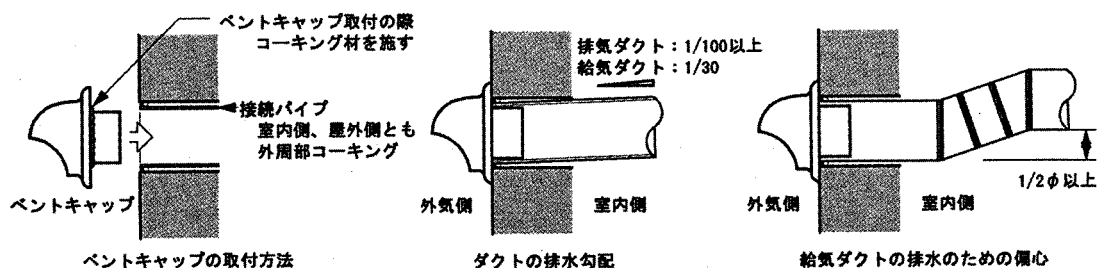
施工方法

参考図13.4.2 親子扇を設置する場合の接続

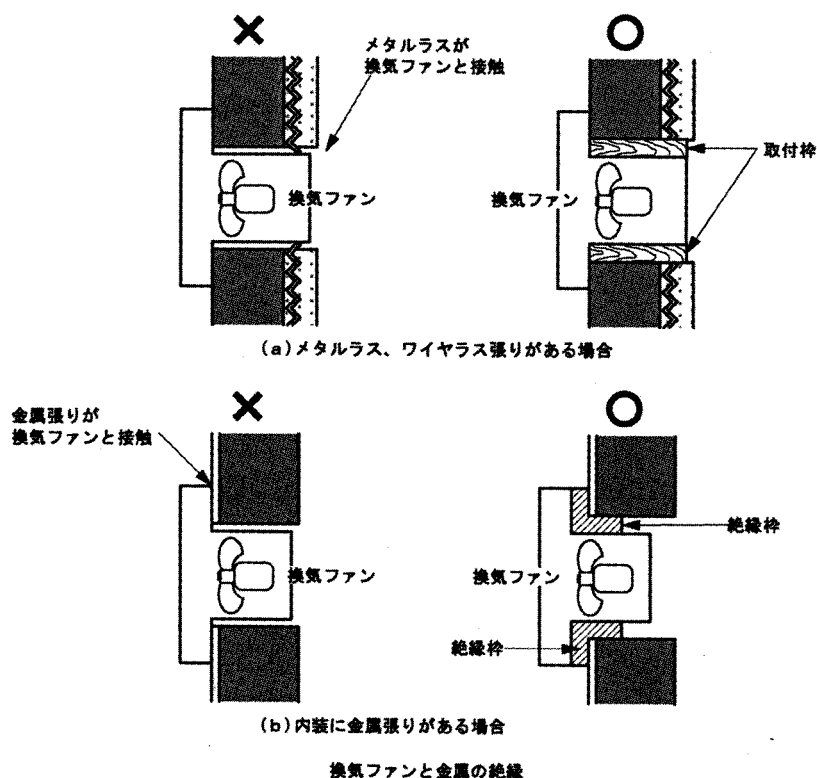


親子扇の設置方法

参考図13.4.3-1 ベントキャップの取り付けとダクトの上がり勾配



参考図13.4.3-2 壁と換気設備との絶縁



留意事項

確実な排気のための給気の確保 台所のレンジフードファンは大風量の排気運転を行うため、建物の気密性が高いと使用時に建物内部と外気圧との圧力差が大きくなる。内外差圧が過大な状態になると、玄関ドアが開けにくくなったり、半密閉型燃焼器具において廃ガスの逆流が生じることがある。このような状況を避けるため、気密性の高い住宅においては、レンジフードファンの運転に連動して開放される常閉型給気口の設置、あるいは同時給排気型レンジフードの設置が望ましい。

なお、浴室、洗面所、便所などにおいても、専用の給気口を設けるか、あるいはドアにガラリ又はアンダーカットを設けるなど、給気への配慮が必要である。

13.5 居室等の換気設備

- 13.5.1 一般事項
1. 居間、食堂、台所、寝室、個室、和室その他これらに類する目的のために継続的に使用する場所（「居室等」という。以下同じ。）において、建材の仕上げ材や家具等からのホルムアルデヒドの発散に対処するために設置する換気設備は、この項による。
 2. この工事は、建築基準法、同法施工令、同法告示、同法に基づく条例その他関係法令に基づいて施工する。
 3. 居室等には、本項13.5.3（居室等への換気）に掲げる機械式の換気設備を設ける。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本項によらず特記による。
 - ☐イ. 木製建具を利用した真壁構造の住宅
 - ☐ロ. 常時外気に開放された開口部、又は当該居室等の使用時に外気に開放される開口部とすき間による有効開口面積の合計が $15\text{cm}^2/\text{m}^2$ 以上ある居室等
 - ☐ハ. 居室内のホルムアルデヒドの濃度を $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下に保つことができるものとして大臣認定を受けたもの
 4. 居室等に面する天井裏、小屋根、床裏、壁等（「天井裏等」という。以下同じ。）は次のいずれかによる。
 - ☐イ. 天井裏等に第1種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用しない

- ☐ロ. Ⅲ-1.5（気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）又はⅢ-1.6（気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合））により、気密層及び通気止めを設ける
- ☐ハ. 本項13.5.4（天井裏等への換気）により、機械式の換気設備を設ける
- 13.5.2 換気方式の種類 1. 換気方式は次のいずれかの機械換気設備とする。
- ☐イ. 第1種換気設備（換気上有効な給気機及び排気機）
- ☐ロ. 第2種換気設備（換気上有効な給気機及び排気口）
- ☐ハ. 第3種換気設備（換気上有効な給気口及び排気機）
- ☐ニ. 異なる方式の組み合わせ
- 13.5.3 居室等への換気 1. 換気回数は毎時0.5回以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は毎時0.7回以上とし、特記による。
- ☐イ. 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積が床面積の0.36倍を超える場合
- ☐ロ. 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積が床面積の2倍を超える場合
2. 換気設備は換気経路の全圧力損失を考慮した計算によって確かめられた換気能力を有するものとする。
3. 換気設備は連続的な運転を確保できるものとする。
4. 居室と廊下などの間に換気経路を設ける場合は以下による。
- イ. 換気経路となる建具に通気が確保できる建具を用いる。
- ロ. 有効開口面積100cm²以上の開口を設ける。
5. 施工方法は本項13.4.3（施工）による。
- 13.5.4 天井裏等への換気 1. 居室等の空気圧が天井裏等の空気圧以上とするため、次のいずれかとする。
- ☐イ. 第1種換気設備で給気量を排気量より多くしたもの
- ☐ロ. 第2種換気設備
- ☐ハ. 第3種換気設備で天井裏等よりダクトを用いて排気機に接続したもの、又は天井裏等に専用の排気機を設けたもの
2. 施工方法は本項13.4.3（施工）による。

室内空気汚染低減のための換気措置 建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）により、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、住宅の居室等には原則として毎時0.5回の換気性能を持つ機械換気設備を設置することが必要となった。

ただし、火気使用室等への局所換気措置は従来通り必要となることに注意する必要がある。（本項13.4（局所換気設備）参照）。

関係法令

建築基準法の規制（換気設備部分）の概要

1. 次のいずれかの換気設備の設置義務付け

a. 機械換気設備（b以外）	b. 空気を浄化して供給する方式の機械換気設備
○機械換気設備の一般的な技術基準（令第129条の2の6第2項）に適合すること。	
○住宅等の居室で換気回数が毎時0.5回以上の換気量が確保できる有効換気量を有すること	○住宅等の居室で換気回数が毎時0.5回以上の有効換気量に相当する有効換気換算量を有することについて、告示基準に適合するもの又は大臣認定を受けたものとする。
○給気機又は排気機は、原則として、換気経路の全圧力損失を考慮して計算により確かめられた能力を有するものであること。	
○居室の通常の使用時に、作動等の状態の保持に支障が乗じないものであること。（大風量の換気設備は常時モードへの切り替え運転ができること）	

※ 1つの機械換気設備が2以上の居室に係る場合の有効換気量は、それぞれの居室に必要な有効換気量の合計以上とすること。

2. 適用除外 外気に開放された開口部が床面積あたり15cm²/㎡以上の居室と真壁造で木製建具（通気が確保できるすき間あり）を使用した居室は換気設備が不要。ただし、木製建具を使用した真壁構造の住宅は伝統的家屋を

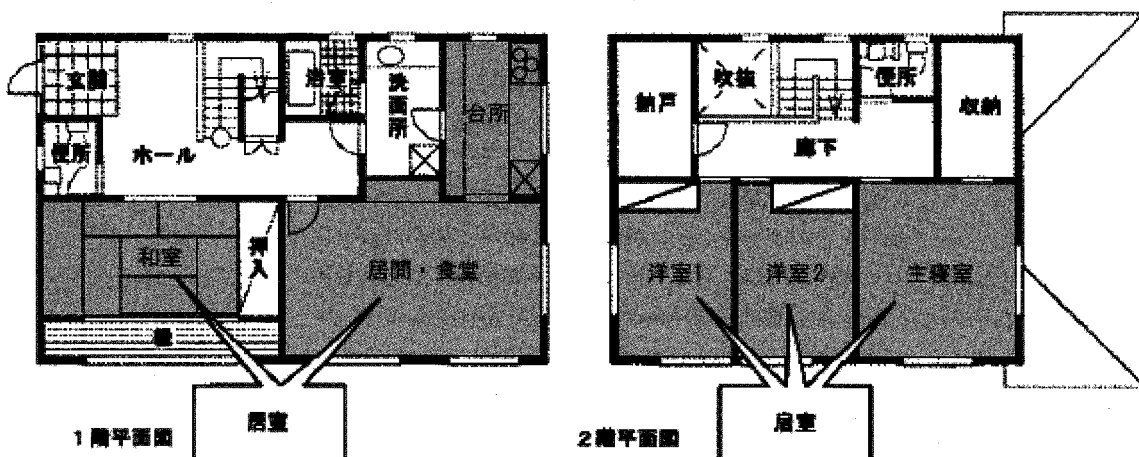
想定したものであり、現在住宅で用いられている通常の木製サッシを使用したものは、一定の性能を有することから該当しない。

換気設備が必要となる居室等 住宅において換気設備が必要となる居室等とは、居間、食堂、台所、寝室、個室、和室、応接室、書斎などである。通気のない納戸、物入れ、押入等は対象外となる（天井裏等に該当）。

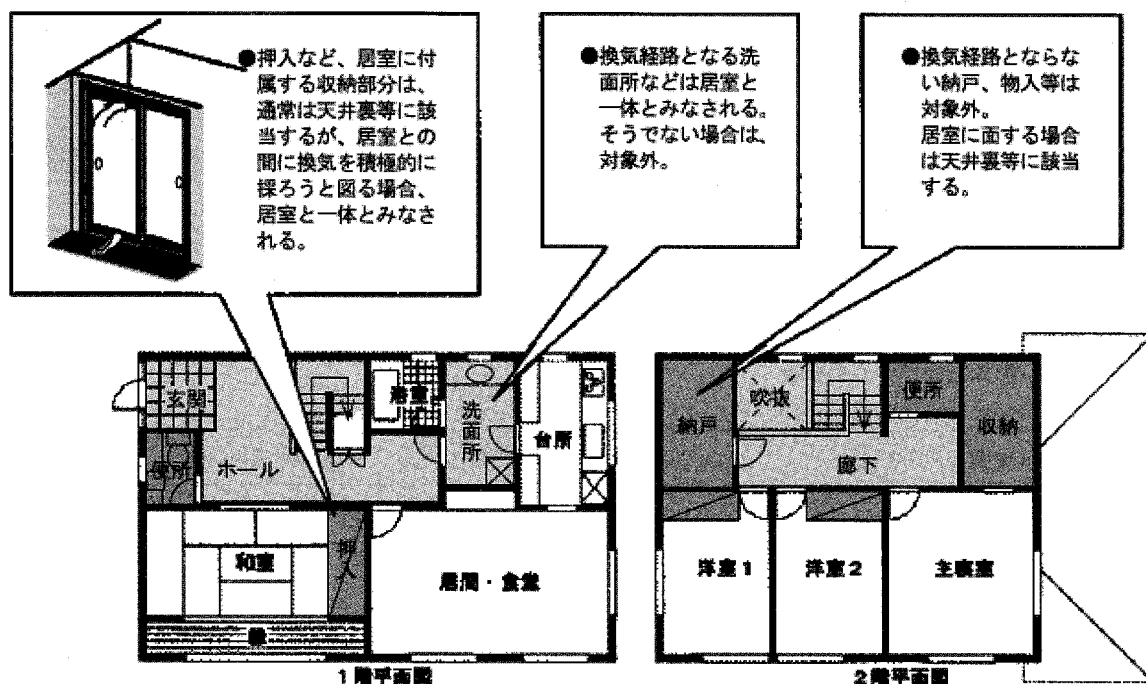
また、居室以外の空間についても、居室等との間で通気が常時ある空間は居室等と一体であると見なされる。常に居室等に対して開放されている空間や通気ガラリーを設けるなどして積極的に居室等との通気が意図されているか、又は、居室等に対する給気の経路となっている洗面所、浴室、廊下、階段、納戸、便所などが該当する。

参考図13.5.1-1 対象となる居室等

① 対象となる空間

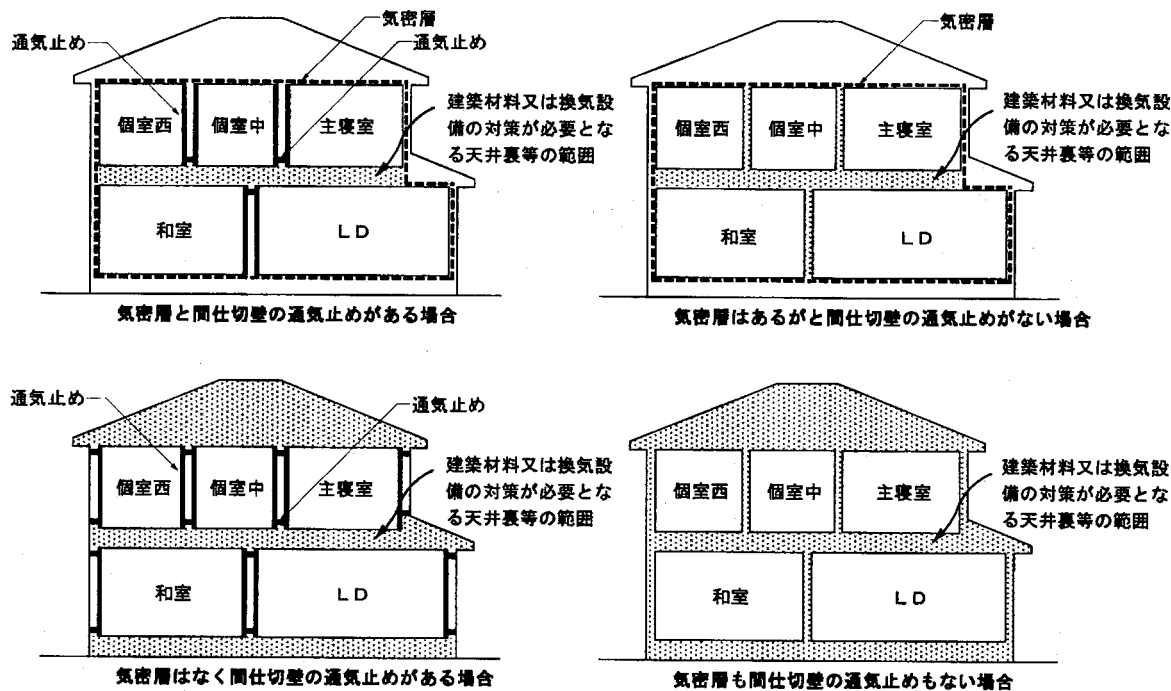


② 居室と一体であるとみなされる屋内空間



換気設備が必要となる天井裏等 天井裏等に第1種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いた場合、天井裏等において発散したホルムアルデヒドが居室内に漏れ出さないように、天井裏の換気が必要である。この場合の天井裏等とは、居室等に面する天井裏、小屋根、床裏、壁、物置その他これらに類する部分で、押入などの収納スペース（居室等と通気が常時あるものを除く）も含まれる。ただし、間仕切り壁以外で天井裏と居室等との間に気密層を設けた場合、又は間仕切り壁と居室、天井及び床との間に合板等による通気止めを設けた場合は、天井裏等への換気設備の設置を免除できる。

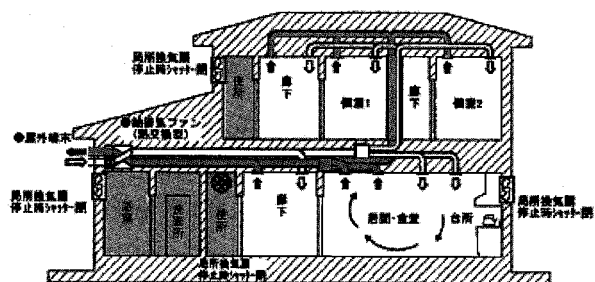
参考図13.5.1-2 天井裏等の範囲



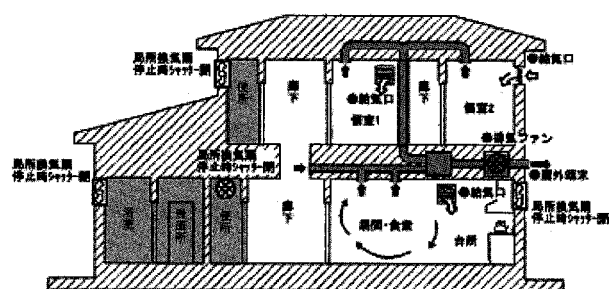
換気方式の種類

参考図13.5.2 換気方式の例

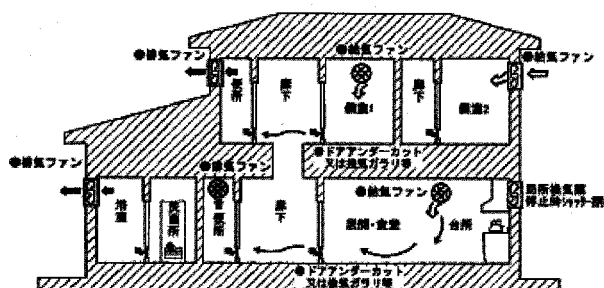
第一種換気（ダクトを用いた方式）



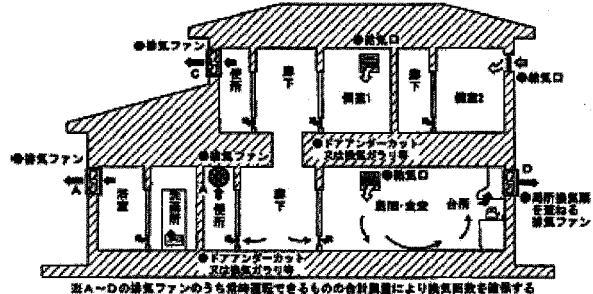
第三種換気（ダクトを用いた方式）



第一種換気（ダクトを用いない方式、局所換気ファンと各室給気ファンの組み合わせ）



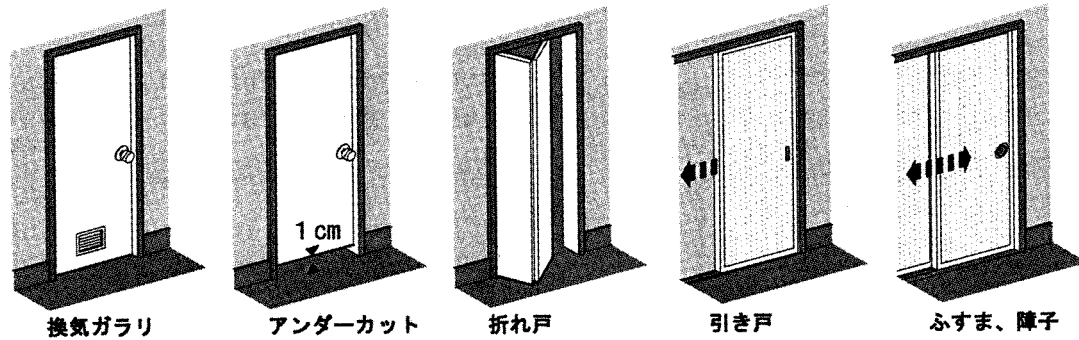
第三種換気（ダクトを用いない方式、局所換気ファンと各室給気口の組み合わせ）



居室等との間の通気のための措置 居室等と廊下などの間に通気経路を設ける場合、有効換気面積で100～150cm²程度の開口が必要とされている。通常、ドアの四周には隙間が存在しているので、下部に高さ1cm程度のアンダーカットを設けることによって必要な通気を確保することができる。

なお、折れ戸、ふすまや障子及び引き戸についてはそれらの四周に十分な隙間が存在するため、特殊なものを除き通気の措置を必要としない。

参考図13.5.3 通気を確保できる戸



留意事項

換気量の算定 機械換気量は、送風機特性（送風機の出入口間の差圧（機外静圧）と送風量の関係）と、送風機に接続されるダクトなどの付属部材の抵抗（圧力損失）によって決定される。換気対象となる空間の床面積の合計とその空間全ての平均天井高さを乗じて気積を算出し、それに換気回数を乗じて必要換気量を算出する。なお、換気風量が必要換気量に比べて過大にならないよう、換気機器を選定することに留意する。

気積の算定条件 換気設計における気積の算定にあたっては、換気設備機器について、対象とする居室数、アンダーカット等による居室と廊下等と一体性等を確認しながら対象範囲を設定し、機器、給気口及び排気口を配置する。この際、全ての居室が適切に換気されるよう空気の流れを考慮する必要がある。

また、複数の換気設備を設置する場合は、換気設備の配置、天井裏等の制限の換気設備による対応の有無等により、住宅全体の換気システムの設計を行う。

連続的な運転を確保できる換気設備 ホルムアルデヒド対策のための換気設備は常時運転できるものとしなければならない。このため、換気システムのスイッチは容易に停止されないものとするのが望ましい。生活上の利便性、快適性を確保するため、短時間作動レベルを低減又は停止させ、その後自動復帰する機能等を有するスイッチとすることもできる。

第2種換気設備における結露の防止 気密性能が低い住宅（鉄筋コンクリート造等以外の住宅など）においては、冬季など外気温が低い時に、室内の比較的高湿な空気が壁体などの躯体内部に押し込まれると、内部結露が深刻になることが危惧される。この問題は特に寒冷地において顕著である。このため、内部の減圧の措置として、一定の有効換気面積を有する排気口を、居室の床面からの高さが1.6m以上の位置に設けることが望ましい。また、天井裏の換気設備についても、同様の理由から、気密性の低い戸建て住宅の場合には第2種換気設備を採用しない方がよい。

空気の流れ 居室の給気口及び排気口は空気の流れを考慮し、ショートサーキットが生じないように配置する。また、新鮮空気を優先的に居室へ供給することが望ましいため、居室は住宅全体の空気の流れの中で、できるだけ風上に配置することが基本である。

熱交換型機器 熱交換型換気システムは、排気の熱を回収し室温の低下を防ぐために有効なシステムで、高气密・高断熱の住宅に使用されることが多い。ただし、熱交換機自体に加熱、冷房機能はなく、暖冷房を行う場合には空調機能を追加する必要がある。

13.6 雑 工 事

- | | | |
|--------|----------------------|--|
| 13.6.1 | 太陽熱温水器 | 1. 太陽熱温水器は、特記による。
2. 太陽熱温水器の取付けは、各製造所の仕様による。 |
| 13.6.2 | 給湯器ユニット、
暖・冷房システム | 1. 給湯器ユニットは、特記による。
2. 暖房システム・冷房システムは、特記による。 |
| 13.6.3 | 住宅用自動消火装置 | 1. 住宅用自動消火装置は、特記による。
2. 下方放出型簡易自動消火装置の取付けは、各製造所の仕様による。 |
| 13.6.4 | 火災報知設備 | 1. 火災報知設備は、日本消防検定協会の検定品又は鑑定品とする。
2. 火災報知設備の取付けは、各製造所の仕様による。 |

13.6.5 避難用器具	避難用器具は、日本消防検定協会の検定品又は、(財)日本消防設備安全センターの認定品とする。
13.6.6 ホームオートメーション (H A) 機器	ホームオートメーション機器は、特記による。
13.6.7 ホームエレベーター	1. ホームエレベーターの規格及び種類等は、特記による。 2. ホームエレベーターに係る設計、設置等は、十分安全性を考慮したものとし、特記による。
13.6.8 めがね材	めがね材にはコンクリート製、軟石製、片面めがね鉄板又は換気口兼用めがね鉄板を使用し、壁体に堅固に取付ける。
13.6.9 雑金物	手すり等の雑金物の品質、寸法、形状及び表面処理は、特記による。

用語

住宅用自動消火装置 主として、一般家庭の部屋（6帖程度）の天井部に設置し、出火等により室温が一定温（72℃）以上に上昇するか又は感知部に火炎が接触すると、器具に埋め込まれた消火液が自動的に大小の気泡液として拡大散布され、初期火災のうちにこれを消火する装置である。

火災報知設備 火災によって生じる熱又は煙を利用して、自動的に火災の発生を感知し、火災が発生した旨の警報を発する装置で、自動火災報知設備、住宅用火災警報器（住警器）などがある。

住宅情報盤 ホームオートメーションの中心的な構成機器で、情報授受（通話等）、セキュリティ（防災・防犯）、環境制御、家事等を住宅内で集中的に管理できる総合盤。

ブロッキングフィルター ホームオートメーション機器には、専用の配線を用いる専用線方式と電灯線を利用する電灯線方式がある。電灯線方式では、隣家へ信号が漏れたり他から信号混入を防ぐため、ブロッキングフィルターの設備が必要となる。

住宅用防災機器 消防法（昭和23年法律第186号）により、すべての住宅に住宅用防災機器（住宅用防災警報器、住宅用防災報知設備）の設置が義務付けられている。この住宅用防災機器の設置及び維持の方法については、市町村条例で定めることとなっている。

14. 省令準耐火構造の住宅の仕様

14.1	一般事項	1. 準耐火構造の住宅で、建築基準法第2条第9号の3イ又はロに規定する構造の住宅に準ずる耐火性能を有するものとして独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に間する省令で定める技術的基準に該当する住宅の仕様はこの項による。 2. この項に掲げるもの以外の材料又は仕様とする場合は、住宅金融支援機構の認めたものとする。
14.2	外壁・軒裏等	1. 屋根は次のいずれかとする。 ☐イ. 不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造るか、又は葺く。 ☐ロ. 準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とする。 ☐ハ. 耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。 ☐ニ. 前各号に定めるもの以外の仕様とする場合は、建築基準法施行令第136条の2の2第一号及び第二号の規定に適合するものとして国土交通大臣が認めるものとする。 2. 外壁の屋外側及び軒裏は、次のいずれかとする。 ☐イ. 鉄網モルタル塗で塗厚さを2cm以上とする。 ☐ロ. 木毛セメント板張又はせっこうボード張りの上に厚さ1.5cm以上モルタルを塗る。 ☐ハ. モルタル塗の上にタイルを張り、その厚さの合計を2.5cm以上とする。 ☐ニ. セメント板張又はかわら張の上にモルタルを塗り、その厚さの合計を2.5cm以上とする。 ☐ホ. イ、ロ、ハ及びニに掲げるもの以外の防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ）とする。 ☐ヘ. 前各号に定めるもの以外の仕様による場合は建築基準法第2条第8号の規定に基づき、国土交通大臣が認めるものとする。
14.3	界壁	住宅相互間の界壁の構造は、本章4.10.14（住戸間の界壁）の項により、せっこうボードの取付寸法は本章10.6.4.2（二枚張り）の項による。
14.4	界床	1. 住宅相互間及び住宅と住宅が共用する廊下、階段等の部分（共用部分）と住宅の間の界床の下地材料及び構造は次によるか又は、本章16.1.7（界床以外の床（最下階の床を除く。））の項による。 イ. 界床の下面（天井部）は厚さ15mm以上のJIS A 6901（せっこうボード製品）の強化せっこうボードの適合品（以下「強化せっこうボード」という。）の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボードを本章10.6.3.2（二枚張り）の項に基づき取り付ける。 ロ. 界床の上面（床部）は厚さ15mm以上の構造用合板又は厚さ15mm以上の構造用パネルを張った後、次のいずれかによる。 ☐①モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）を厚さ35mm以上となるように流し込む。 ☐②せっこう系S L材を厚さ20mm以上となるよう流し込む。 ☐③厚さ35mm以上のA L Cパネルを敷き込む。 2. 室内に面する天井の構成を吊り天井とする場合の仕様は次のいずれかによる。 ☐イ. 吊り木受けから野縁を吊る場合 ①吊り木受けは床根太より小さい寸法形式の木材とし、床下張り材から離し、床根太間に取り付ける。 ②吊り木は30mm×40mm以上の木材とし、1m以内の間隔で吊り木受けに取り付ける。 ③野縁は30mm×40mm以上の木材とし、500mm以内の間隔で吊り木に取り付ける。この際、床根太に平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以下とする。

④野縁と野縁の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）をすき間が生じないように敷き込む。

□ロ、吊天井根太を用いる場合

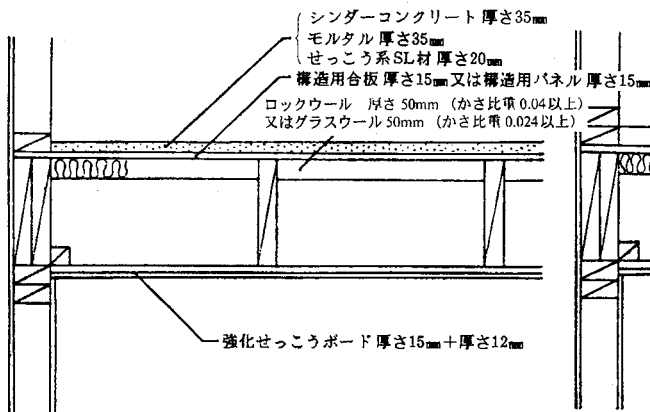
①吊天井根太は床下張材から離し、かつ床根太と天井下地材が離れるように吊天井根太の下面を床根太の下面より下げて500mm以内の間隔で取り付ける。

②床根太と床根太の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）をすき間が生じないように敷き込む。

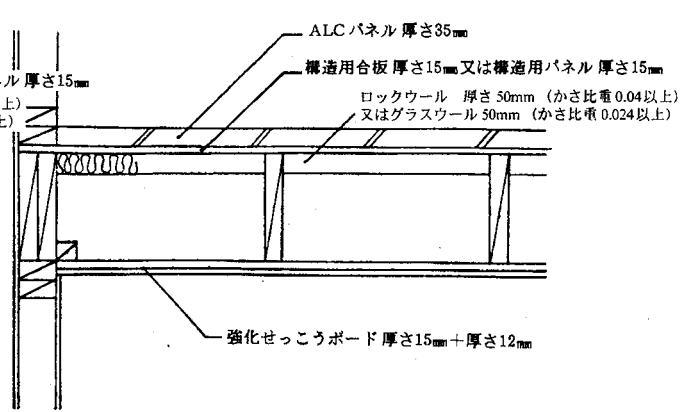
3. 界床を設ける場合の床根太、床ばり、まぐさ等のスパンは、構造計算による。

参考図14.4-1 界床（室内に面する天井の下地材料を床根太に直張りする場合）

(A) シンダーコンクリート等による場合

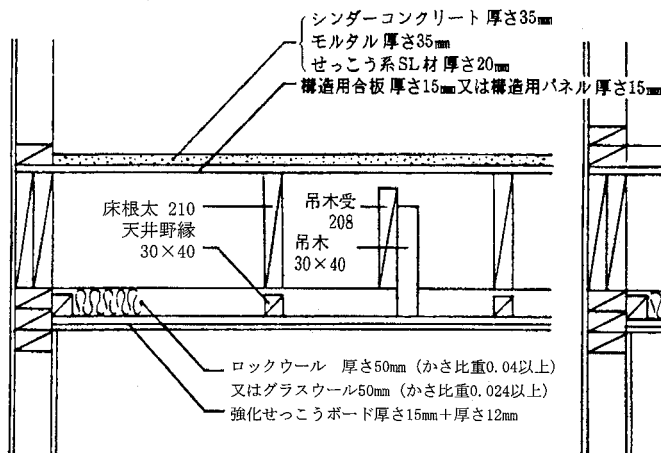


(B) ALCパネルによる場合

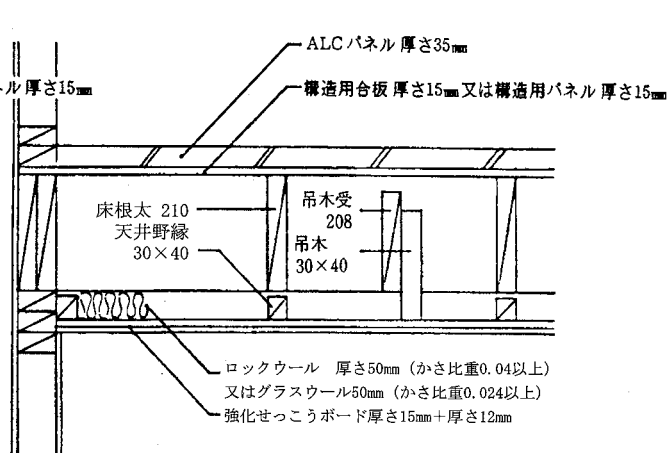


参考図14.4-2イ 界床（室内に面する天井の構成を吊天井とする場合）

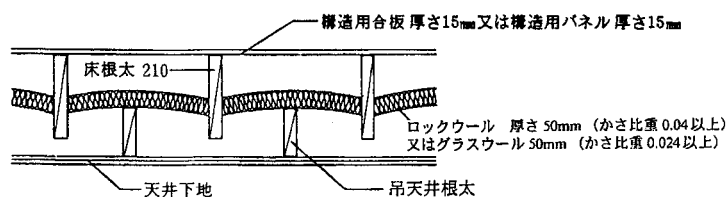
(A) シンダーコンクリート等による場合



(B) ALCパネルによる場合



参考図14.4-2ロ 界床（吊天井根太を用いる場合）



14.5 界壁及び界床以外の部分の内壁、天井

- 14.5.1 1戸建又は連続建の場合 1. 外壁の室内に面する部分の下地材料又は構造は、次のいずれかによる。ただし、外壁を防火構造の認定を受けたものとする場合は、2の項のロ又はハでもよいこととする。また、下地材料の取付方法は、本章10.6.4（壁張り）の項による。

☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ9.5mm以上のせっこうボード2枚張り。

2. 1.以外の室内に面する壁の下地材料又は構造は次のいずれかによる。下地材料の取付方法は、本章10.6.4（壁張り）の項による。

☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り。

☐ハ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボード張りの上に厚さ8mm以上のプラスター塗り。

☐ニ. 防火構造

3. 室内に面する天井の下地材料又は構造は、次のいずれかとする。ただし、天井の構成を吊天井とする場合は、次のロ又はハとする。下地材料の取付方法は本章10.6.3（天井張り）の項による。

☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り。

☐ハ. 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板張り。

☐ニ. 防火構造

4. 室内に面する天井の構成を吊天井とする場合の仕様は次のいずれかによる。

☐イ. 吊り木受けから野縁を吊る場合

①吊り木受けは床根太より小さい寸法形式の木材とし、床下張り材から離し、床根太間に取りつける。

②吊り木は30mm×40mm以上の木材とし、1m以内の間隔で吊り木受けに取りつける。

③野縁は30mm×40mm以上の木材とし、500mm以内の間隔で吊り木に取りつける。この際、床根太に平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以下とする。

④野縁と野縁の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）をすき間が生じないように敷き込む。

☐ロ. 吊天井根太を用いる場合

①吊天井根太は床下張り材から離し、かつ床根太と天井下地材が離れるように吊天井根太の下面を床根太の下面より下げて500mm以内の間隔で取り付ける。

②床根太と床根太の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）をすき間が生じないように敷き込む。

- 14.5.2 重ね建の場合 1. 室内に面する壁の下地材料又は構造は次による。

イ. 本項14.4（界床）の項による界床の下に存する住宅の壁にあっては、厚さ15mm以上のせっこうボードを本章10.6.4.1（一枚張り）の項に基づき取り付ける。ただし、地上階数2以下の重ね建の住宅にあっては、本項14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項による仕様とすることができる。

ロ. 界床の上に存する壁にあっては本項14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項の1による仕様とする。

2. 界床の上に存する住宅の下地材料又は構造は、本項14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項の3による仕様とする。

14.6 その他

1. 壁及び天井の下地材料の目地は防火上支障のないよう処理する。

2. 壁又は天井の下地材料を貫通して設備器具を取付ける場合にあっては当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り又は覆うものとする。

3. 床又は天井と壁及び壁と壁との取合部には火災が相互に貫通しないよう、ころび止め（ファイヤーストップ材）を設ける。

15. 3 階 建 の 仕 様

15.1 一 般 事 項

- 15.1.1 総 則 1. 3階建の住宅の基礎、土台、床枠組、壁枠組、小屋組及び防火仕様は、この項による。
2. 前号に掲げる項目以外の項目は、それぞれ本章1. (一般事項) ～3. 3 (地下室の基礎壁)、4. 1 (一般事項) ～4. 7 (浴室等の防水措置)、5. (屋根工事) ～14. (省令準耐火構造の住宅の仕様) の各項による。

- 15.1.2 構 造 計 算 等 1. 3階建の住宅は、建築基準法に基づく構造計算により構造耐力上の安全性を確認したうえで、仕様を決めるものとする。
2. この項に掲げる釘の種類、本数、釘打ち間隔、金物の種類、金物の設置間隔など構造設計に関わる数値等は、全て構造耐力上の安全性を確認したうえで決定するものとする。

15.2 基 礎 工 事

- 15.2.1 一 般 事 項 1. 基礎は、1階の外周部及び内部耐力壁の直下に設ける。
2. 基礎の構造は地盤の長期許容応力度に応じて、次のいずれかとする。
☐イ. 布基礎 (長期許容応力度 30kN/m²以上)
☐ロ. 腰壁と一体となった布基礎 (長期許容応力度 30kN/m²以上)
☐ハ. べた基礎 (長期許容応力度 20kN/m²以上30kN/m²未満)
☐ニ. 基礎ぐいを用いた構造 (長期許容応力度 20kN/m²未満)

15.2.2 基 礎

- 15.2.2.1 布 基 礎 1. 布基礎の構造は、一体の鉄筋コンクリート造 (部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。) とする。
2. 根入れの深さは、構造計算による寸法以上、かつ、本章3. 4. 2 (布基礎) の項による。
3. 地面からの布基礎の立上りは、構造計算による寸法以上、かつ、本章3. 4. 2 (布基礎) の項による。
4. 布基礎の立上り部分の幅は、150mm以上で土台の幅以上とする。
5. 布基礎の底盤の厚さ及び幅は構造計算による寸法以上、かつ、本章3. 4. 2 (布基礎) の項による。
6. 配筋は構造計算によるものとし、かつ、本章3. 4. 2 (布基礎) の項による。

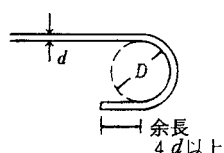
- 15.2.2.2 べた基礎・基礎ぐい べた基礎及び基礎ぐいを用いた場合の構造は長期地耐力に応じ、構造計算によることとし、かつ、本章3. 4. 3 (べた基礎・基礎ぐい) の項による。

- 15.2.3 鉄筋材料及び加工 1. 異形鉄筋及び丸鋼の品質は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 又はJIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) に適合するものとし、その種類及び径などは特記による。
2. 鉄筋の径は、異形鉄筋では呼び径、丸鋼では径とする。

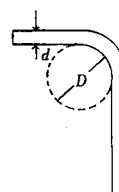
参考図15. 2. 3 鉄筋の折り曲げ

(A) 鉄筋末端の折曲げ形状・寸法

(B) 鉄筋中間部の折曲げ形状・寸法



折り曲げ内の寸法(D)
3d以上



折り曲げ内の寸法(D)
3d以上

- 15.2.4 アンカーボルト
1. アンカーボルト及び座金は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。
 2. アンカーボルトの埋設位置は、次による。
 - イ. 掃き出し窓の両端部のたて枠から150mm以内の位置
 - ロ. 住宅の隅角部、土台の継手部分及び土台切れの箇所
 - ハ. 上記イ及びロ以外の部分においては、間隔2.0m以内の位置
 3. アンカーボルトの心出しは、型板を用いて基準墨に正しく合わせ、適切な機器などで正確に行う。
 4. アンカーボルトのコンクリートへの埋込み長さは250mm以上とする。なお、アンカーボルトの先端は、ナットの外にねじ山が3山以上出るように固定する。
 5. アンカーボルトの保持は、型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の振れなどのないように、十分固定する。
 6. アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別は、特記による。特記がない場合は、アンカーボルトを鉄筋などを用いて組立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打ち込みを行う。
 7. アンカーボルトは、衝撃などにより有害な曲がりを生じないように取り扱う。また、ねじ部の損傷、さびの発生、汚損を防止するために布、ビニールテープなどを巻いて養生を行う。
- 15.2.5 ホールダウン専用アンカーボルト
1. ホールダウン専用アンカーボルトは、品質及び性能が明らかで良質なものとし、コンクリートへの埋込み長さは360mm以上とする。
 2. ホールダウン専用アンカーボルトの埋設方法は次による。
 - イ. ホールダウン金物をホールダウン専用アンカーボルトで直接緊結する場合は、取り付けたて枠の位置にホールダウン専用アンカーボルトを正確に埋込む。
 - ロ. ホールダウン金物を土台用専用座金付ボルトで緊結する場合は、2本のアンカーボルトをそれぞれ土台用専用座金付ボルトの心より150mm内外に埋込む。
 3. ホールダウン専用アンカーボルトの心出し・保持等は、本項15.2.4（アンカーボルト）の3、5、6及び7の項による。

参考図15.2.5 ホールダウン金物を用いた緊結方法

(A) 土台に404を用いる場合

